鳥取市保健センター

改正後

使用料

施設名	室名	金額（1 時間につき）
鳥取市国府地区保健センター	健康教育室	250 円
	健康指導室兼交流室	150 円
	栄養指導室	200 円
	屋内ふれあい広場	無料
鳥取市用瀬地区保健センター	市民ホール	450 円
	健康教育室	100 円
	健康指導室兼交流室	150 円
	健診室	100 円
	相談室	100 円
	栄養指導室	100 円
	調理実習室	250 円
	小会議室	100 円
鳥取市佐治地区保健センター	ホール	150 円
	料理実習室	150 円
	会議室	100 円

改正前

使用料

施設名	室名	金額
鳥取市国府地区保健センター	健康教育室	1 時間につき 850 円
	健康指導室兼交流室	1 時間につき 600 円
	栄養指導室	1 時間につき 500 円
	屋内ふれあい広場	無料
鳥取市用瀬地区保健センター	市民ホール	1 時間につき 400 円
	健康教育室	1 時間につき 100 円
	健康指導室兼交流室	1 時間につき 200 円
	健診室	1 時間につき 100 円
	相談室	1 時間につき 100 円
	栄養指導室	1 時間につき 100 円
	調理実習室	1 時間につき 200 円
	小会議室	1 時間につき 100 円
鳥取市佐治地区保健センター	ホール	無料
	料理実習室	無料
	会議室	無料

	講義室	150 円
	創作室	100 円
鳥取市鹿野地区保健センター	ホール	400 円
	健康指導室	150 円
	機能訓練室	150 円
	栄養指導室	250 円
	研修室	200 円
鳥取市青谷地区保健センター	健康指導室	100 円
	保健教育室	150 円
	保健相談室	100 円
	栄養指導室	150 円

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　屋内ふれあい広場の照明設備の使用料は、1 時間につき 100 円で計算して得た額とする。

使用料

施設名	室名	金額
鳥取市気高地区保健センター	健康指導室	1 時間につき 250 円
	調理実習室	1 時間につき 300 円
	会議室	1 時間につき 250 円

	講義室	無料
	創作室	無料
鳥取市鹿野地区保健センター	ホール	1 時間につき 350 円
	健康指導室	1 時間につき 350 円
	機能訓練室	1 時間につき 350 円
	栄養指導室	1 時間につき 350 円
	研修室	1 時間につき 350 円
鳥取市青谷地区保健センター	健康指導室	1 時間につき 400 円
	保健教育室	1 時間につき 400 円
	保健相談室	1 時間につき 400 円
	栄養指導室	1 時間につき 400 円

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　屋内ふれあい広場の照明設備の使用料は、1 時間につき 100 円で計算して得た額とする。

使用料

施設名	室名	金額
鳥取市気高地区保健センター	健康指導室	1 回につき 1,000 円
	調理実習室	1 回につき 1,500 円
	会議室	1 回につき 1,000 円

	温水プール、トレーニング室	一般	当日券 500 円
			回数券(当日券 11 枚分)5,000 円
			1 月につき 4,000 円
			3 月につき 11,000 円
			6 月につき 21,000 円
			1 年につき 40,000 円
		小学生、中学生、高齢者	当日券 250 円
			回数券(当日券 11 枚分)2,500 円
			1 月につき 2,000 円
			3 月につき 5,500 円
			6 月につき 10,500 円
			1 年につき 20,000 円
		障害者等、小学校就学前の者	無料

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。

	温水プール、トレーニング室	一般	当日券 500 円
			回数券(当日券 11 枚分)5,000 円
			1 月につき 4,000 円
			3 月につき 11,000 円
			6 月につき 21,000 円
			1 年につき 40,000 円
		障害者等	無料

備考
1　「1 回」とは、4 時間以内の使用をいう。
2　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
(2)　介護保険法の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者
(3)　小学校第 3 学年以下の者

2　「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。 3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 ⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人 ⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人 4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が温水プール又はトレーニング室を個人で利用する場合は、無料とする。	